

第3次名寄市男女共同参画推進計画 (概要版)

2023 >>> 2026

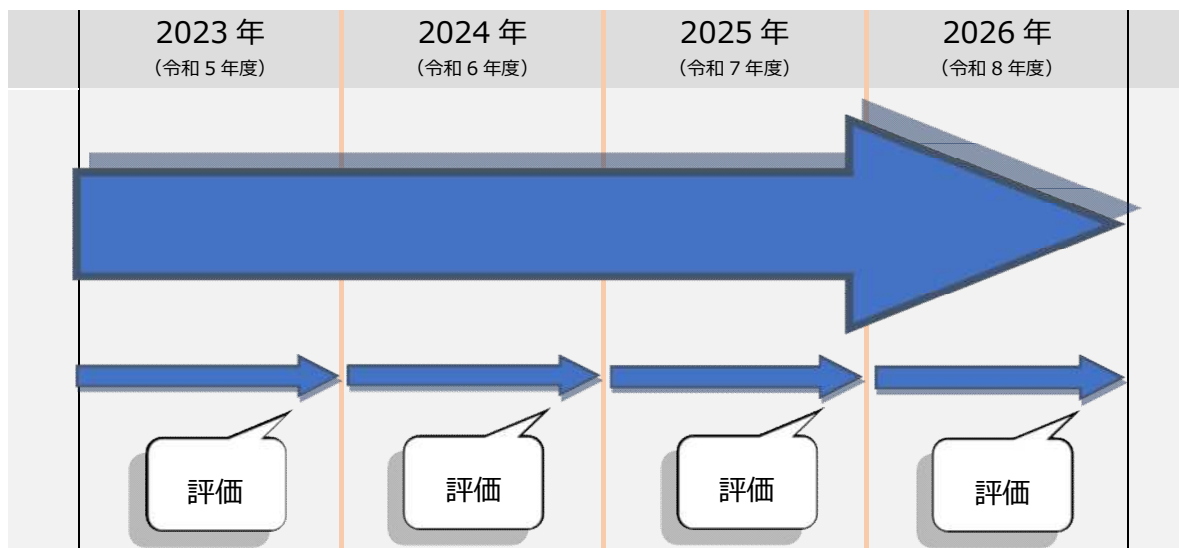
1. 計画策定の目的と背景

名寄市では2015年(平成27年)12月に「名寄市男女共同参画推進条例」を制定、2017年(平成29年)3月に「第2次名寄市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現をめざしてさまざまな施策を推進してきました。

現在の計画期間が令和4年度で終了することに伴い、今後も継続して男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めるため、当市における男女共同参画の基本的な考え方を示すとともに、地域社会全体で男女共同参画社会の実現に向けた取組を、総合的かつ計画的に推進するためにこの第3次名寄市男女共同参画推進計画を策定します。

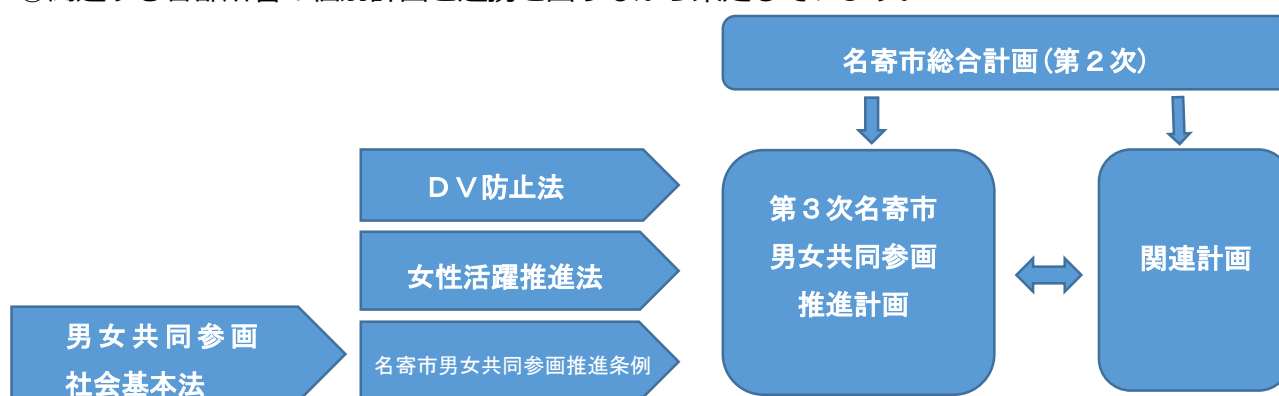
2. 計画の期間

名寄市総合計画(第2次)の後期の計画期間にあわせて2023年度(令和5年度)から2026年度(令和8年度)までの4年間とします。ただし、国の施策、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを行ないます。



3.計画の位置づけ

- ①名寄市男女共同参画推進条例第15条の規定に基づく基本計画です。
- ②男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく市町村男女共同参画計画です。
- ③配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画です。
- ④女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画です。
- ⑤名寄市総合計画（第2次）を上位計画とし、男女共同参画社会の実現をめざすための個別計画です。
- ⑥関連する各部所管の個別計画と連携を図りながら策定しています。



4.計画の基本理念(名寄市男女共同参画推進条例第3条～第8条)

①男女の人権の尊重

性別にとらわれず、お互いの人権を尊重し、個人として能力を発揮する機会が確保されることをめざします。

②社会における制度又は慣行についての配慮

社会制度や慣行により、男女のさまざまな活動が制限されない配慮が広がることをめざします。

③政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において共同して参画する機会が確保されることをめざします。

④家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女がお互いに協力し、家庭生活における活動と職場、学校、地域における活動を両立できる社会をめざします。

⑤性と生殖に関する個人の意思の尊重と健康への配慮

男女が互いの性について理解し、妊娠又は出産に関して個人の意思が尊重されるとともに、生涯にわたり性と生殖に関して健康な生活を営むことができる配慮が広がることをめざします。

⑥国際社会における取組への配慮

国際的な取組を踏まえた、男女共同参画の推進をめざします。

5.計画の基本目標

【基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり】

男女共同参画社会を実現するためには、これまでの社会制度や慣行などから形成された、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)にとらわれず、一人ひとりが男女共同参画について自分のこととしてとらえていくことが重要です。

社会のあらゆる分野で男女共同参画の気運を高めていくためにも、子どもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識を植え付けず、また、押し付けない個人を尊重した取組を進めるとともに、男女双方の意識改革と理解促進の取組を進めていきます。

主な数値目標：「社会全体における男女平等感」
令和8年度までに50%(令和4年度21.9%)

【基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画社会の推進】

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女が自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるには、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革など、男女双方を対象にした取組の推進が必要不可欠です。

このため、男女共同参画社会の実現に向けて、職場・地域・政策決定への参画など、社会のあらゆる分野で男女共同参画の必要性を実感できる取組や、男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備を推進していきます。

主な数値目標：「行政委員会、審議会等における女性委員の割合」
令和8年度までに40%以上60%以下(令和4年度36.5%)

【基本目標Ⅲ 安全で安心して暮らせる環境づくり】

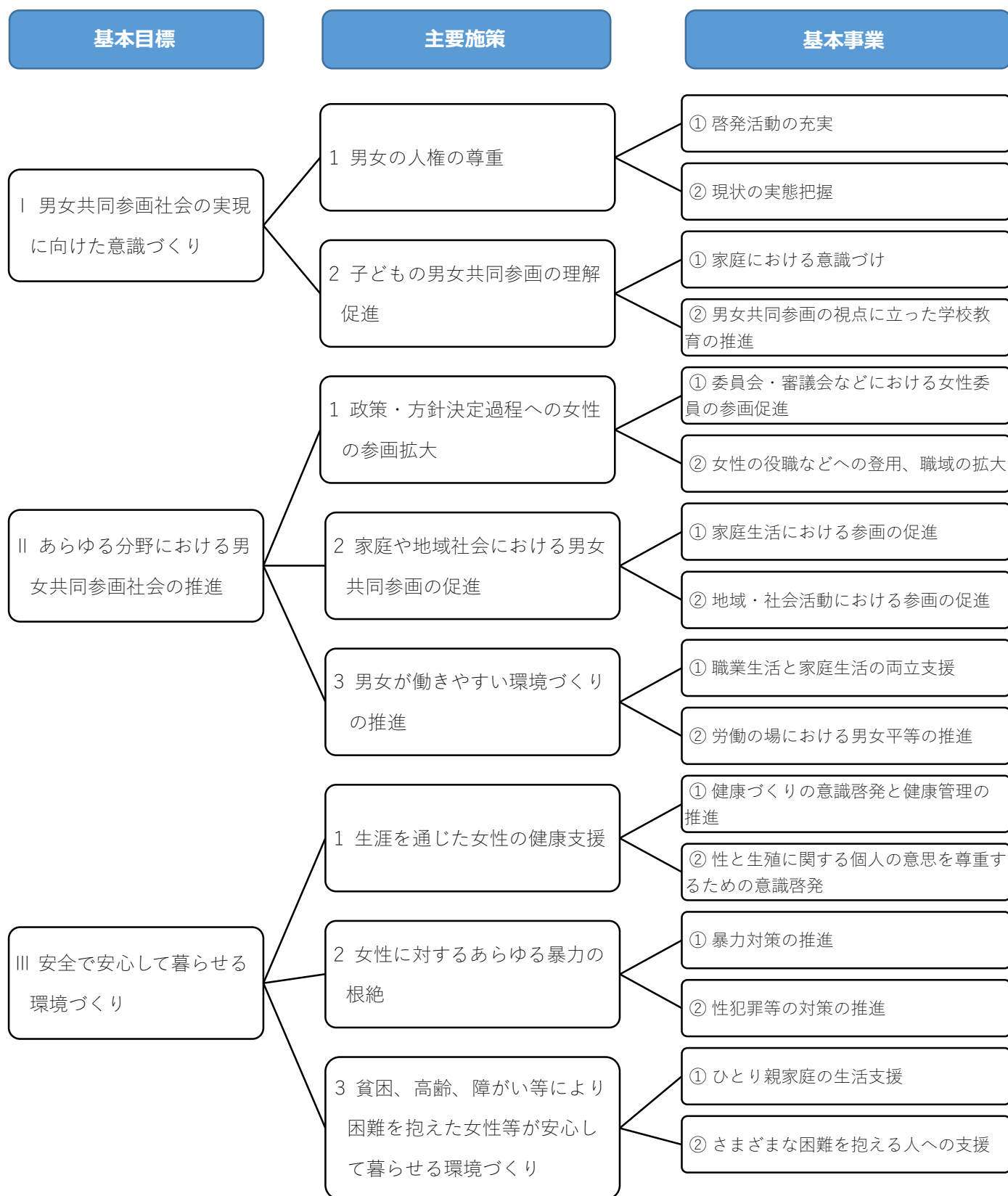
男女共同参画社会を実現するためには、憲法にうたわれた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障され、男女すべての人が心身ともに健康でいきいきと暮らせる環境をつくる必要不可欠です。

健康の保持のためには、女性は心身の状況が年代によって大きく変化する特性を踏まえ、各種検診等の充実など個人の置かれた状況に寄り添った切れ目のない支援が必要となっています。加えて、性と生殖に関する個人の意思の尊重と健康への配慮を行っていくためには、年齢に応じた性教育の取組も重要となっています。

また、安全で安心して暮らせる環境づくりのためには、女性の貧困等の生活困難者への支援をはじめ、重大な人権侵害でもあるDV(ドメスティック・バイオレンス)やさまざまなハラスメントに対する取組が重要であり、意識啓発の広報活動や相談体制の整備を進めていきます。

主な数値目標：がん検診受診率(女性のためのがん検診推進事業)
令和8年度までに50%(令和4年度23.5%)

6.計画の体系



第3次名寄市男女共同参画推進計画(概要版)
 発行・編集/名寄市市民部環境生活課
 〒096-8686 名寄市大通南1丁目1番地
 電話：01654-3-2111 FAX：01654-9-4011
 e-mail:ny-seikatsu1@city.nayoro.lg.jp